

第三セクターに関する指針の概要

(平成15年12月12日改定)

第1 一般的留意事項

- ・ この指針において、第三セクターとは、地方公共団体が出資又は出えんを行っている民法法人及び商法法人をいう。
- ⇒ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の対象
地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人の負債の額及び第三セクター等の損失補償債務のうち、当該法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の実質負担見込額
- ⇒ 平成20年6月30日付ガイドラインの対象
 - ① 地方公共団体が25%以上を出資又は出えんしている法人、
 - ② 地方公共団体が損失補償等の財政援助を行っている法人その他地方公共団体がその経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人
 - ③ 地方公社(地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。)

第2 第三セクター方式を選択するに当たっての留意事項

- 1 事前の十分な検討
 - ・ 第三セクター方式は、一般的には、次のような事業に限って活用されるものであること。
 - (ア) 社会的便益が広く地域にもたらされる事業
 - (イ) 事業収益を一定程度地域社会に帰属させることが望ましい事業
 - (ウ) 民間資本を中心とする事業であるが、地域振興等の観点から地方公共団体が資本参加をする必要があると認められる事業
- 2 公的支援のあり方
 - ・ 単なる赤字補てんを目的とした公的支援は行うべきではない。
 - ・ 将来の新たな支出負担リスクを回避する観点から、第三セクターの資金調達に関する損失補償は原則として行わないこととすべきであること。
真にやむを得ず損失補償を行う場合にあっては、その内容及び必要性、更には対象となる債務について返済の見通しとその確実性について、議会及び住民に対して十分に説明し、理解を得ておくとともに、他の出資者等との関係でこれを超えた負担は存在しないことを対外的にも明確にしておくべきであること。
 - ・ 地方公共団体の長等が第三セクターの債務について私人の立場で保証することは避けるべきであること。
- 3 運営体制
- 4 議会への説明と住民への情報公開

1

第3 運営の指導監督等に当たっての留意事項

- 1 監査(外部の専門家を活用する等監査体制を強化)
- 2 定期的な点検評価
 - ・ 点検評価を行うための委員会等を設置することが適当。
 - ⇒ 平成20年6月30日付でガイドラインを発出。平成20年度中に「経営検討委員会」(仮称)の設置を要請。
 - ・ 経営状況についての予備的診断のためのフローチャートを示している。
 - ・ 点検評価の結果、事業効果が低下しているとみられるもの、公的関与の必要性は薄れていると考えられるもの等については、公的支援の見直し、完全民営化等について検討。
- 3 議会への説明と住民への情報公開
 - ・ 地方公共団体による第三セクターに関する情報公開様式例を示している。

第4 経営悪化時の対応に当たっての留意事項

- 1 経営悪化時における速やかな対応
 - ・ 監査や点検評価の結果、累積赤字の大幅な増加や改善の見込みのない債務の累積等により経営状況が深刻であるなどの場合には問題を先送りしないこと。
- 2 経営改善を実施する場合の留意点
 - ・ 経営の改善により事業を存続させることとした第三セクターに対しては、速やかに経営改善計画を策定するよう指導監督。
 - ⇒ 平成20年6月30日付でガイドラインを発出。平成21年度中に「改革プラン」(仮称)を策定するよう要請。
- 3 経営改善が極めて困難とされる場合の留意点
 - ① 何らかの形で事業を存続させる必要があると判断した場合には、手続、内容についての公平性、透明性を確保する観点から会社更生法、民事再生法、特定調停法等の法的整理を選択することが適当。
 - ② 経営改善及び事業の存続が極めて困難と判断した場合には、債権者等関係者との責任分担を明確にしつつ、事業の廃止を決断すること。さらに、第三セクターを清算する場合には、法的手続(破産、特別清算)の活用について検討する必要がある。
 - ③ 債権債務関係の整理に当たって、地方公共団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約に基づく負担を負うのが原則であり、過度の負担を負うことのないようにすべき。

2